



福島医発第 3666 号(地)
令和 4 年 3 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

今般、標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会を通じて別添のとおり周知依頼がありました。

本件は、新型コロナウイルス感染症の検査に関して、唾液検体を用いた抗原定性検査が薬事承認されたことに伴い、感染症法に基づく届出基準における「新型コロナウイルス感染症発生届」（別記様式 6-1）を改正するものです。改正の概要等は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1 改正概要

別記様式 6-1（発生届）について、次の改正を行うもの。

- ・「12 診断方法 抗原定性検査による病原体の抗原の検出」欄の検体に、唾液を追記した。

2 適用日

令和 4 年 3 月 17 日

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ622F)
令和4年3月22日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菔 敏

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛て標記の通知がなされ、本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡いたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症の検査に関して、唾液検体を用いた抗原定性検査が薬事承認されたことに伴い、感染症法に基づく届出基準における「新型コロナウイルス感染症 発生届」（別記様式6-1）を改正するものです。改正の概要等は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正概要

別記様式6-1（発生届）について、次の改正を行うもの。

- ・「12 診断方法 抗原定性検査による病原体の抗原の検出」欄の検体に、唾液を追記した。

2 適用日

令和4年3月17日

(参考)

「感染症法に基づく届出の基準の一部改正について（新型コロナウイルス関連）」

[\(令和2年2月5日付 \(健Ⅱ244F\)\)](#)

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 18 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 4 日付け健感発 0204 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に関する現状を踏まえ、届出通知における新型コロナウイルス感染症について別紙のとおり改正することとしました。

つきましては、内容を御了知いただくようよろしくお願いいたします。

健感発 0317 第 1 号

令和 4 年 3 月 17 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項

及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 4 日付け健感発 0204 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

今般、唾液検体を用いた抗原定性検査が薬事承認されたことに伴い、届出通知における新型コロナウイルス感染症の発生届出について別紙のとおり改正することとしました。

当該改正の概要等については、下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正概要

別記様式 6－1（発生届）について、次の改正を行うもの。

- ・ 「1 2 診断方法 抗原定性検査による病原体の抗原の検出」欄の検体に、唾液を追記した。

2 適用日

本日より適用する。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

現行

(別紙)

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準
第1～7（略）

別記様式1～5(略)

別添様式6-1

別記様式ロー1

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1条第1項（同第4項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出を行います。

報告年月日 令和 年 月 日

患者の氏名

患者の年齢・診療所の名称

主診医・診療所の担当医の氏名

電話番号(市)

(※病院・診療所以外発生していない病院にのみ記入。その他住所・電話番号等も記載)

1 診断（検査）した患者（主体）の概要

①患者（確定例）・重症化患者の発生、他の感染症（※）	②感染症発生時の発生、感染症疑い者の発症		③感染症の疑いがある時、当該者が入院を要しないといわれなかった場合は、本年最初の発症は第 第 次
2 当該患者名（フリガナ）	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（満年齢）
男 女	男 女	年 月 日	歳（か月）
7 当該患者住所	電話（ ） —		
8 当該患者所在地	電話（ ） —		
9 保健所氏名	10 保健所住所	(9、10は患者が未成年度の者のみ記入)	
		電話（ ） —	

11 ①発熱、咳、咽以外の急性呼吸器感染症の疑い・発症、重症化患者、急性呼吸器感染症の診断	1 ① 感染症発生、感染経路、感染地域
② 多臓器不全、全身倦怠感、頭痛、嘔気/嘔吐、下痢、結膜炎、皮膚疹、味覚障害	2 ② 発熱、発熱経路、発熱の経過、状況
③ 診断部位（国内/海外） %	3 ③ その他（ ）
④ その他（ ） %	④ 診断（確定・推定）
12 ⑤ 診断・判定による病原体の検出	1 ① 確定検査（確定検査）
検体：唾液、鼻咽吸引液、肺洗浄液、咽拭拭い液、	2 ② 検体番号（検体本人、物の連番、状況）
鼻咽吸引液、鼻咽拭い液、鼻咽拭い液、便、唾液、	3 ③ その他（ ）
検体材料：その他（ ）	4 ④ 検査方法（PCR法、LAMP法など）
検体採取日（月 日）	5 ⑤ 検体採取（ ）
結果（陽性・陰性）	6 ⑥ 検体採取（ ）
⑦ 検体から結果検出されたPCR法（LAMP法など）による病原体検出された検体	7 ⑦ 検体採取（ ）
検体：唾液、鼻咽吸引液、肺洗浄液、咽拭拭い液、	8 ⑧ 検体採取（ ）
鼻咽吸引液、鼻咽拭い液、鼻咽拭い液、便、唾液、	9 ⑨ 検体採取（ ）
検体材料：その他（ ）	10 ⑩ 検体採取（ ）
検体採取日（月 日）	11 ⑪ 検体採取（ ）
結果（陽性・陰性）	12 ⑫ 検体採取（ ）
⑬ 検体から結果検出された病原体の抗原の検出	1 ① 検体採取（ ）
検体：鼻咽拭い液、鼻咽拭い液、唾液	2 ② 検体採取（ ）
検体採取日（月 日）	3 ③ 検体採取（ ）
結果（陽性・陰性）	4 ④ 検体採取（ ）
⑭ 抗原検査結果による病原体の抗原の検出	5 ⑤ 検体採取（ ）
検体：鼻咽拭い液、鼻咽拭い液、唾液	6 ⑥ 検体採取（ ）
検体採取日（月 日）	7 ⑦ 検体採取（ ）
結果（陽性・陰性）	8 ⑧ 検体採取（ ）
13 ⑬ 初発年月日	令和 年 月 日
14 ⑭ 診断（検査）した年月日	令和 年 月 日
⑮ 感染したと推定された年月日	令和 年 月 日
発症年月日（※）	令和 年 月 日
発症年月日（※）	令和 年 月 日
発症年月日（※）	令和 年 月 日

(1、3、11、12は診断した患者番号で読み、4、5、13から17欄は患者、年月日と記入すること。)

(※)発症、死亡者を検出した場所のみ記入すること。(※)発症、患者（確定例）を診断した場合はのみ記入すること。11、12欄は、診断するものすべてを記載すること。)

この欄には診断結果を記入すること

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名
従事する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※) () -

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検案）した者（死体）の類型					
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者（*） ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体（*） 疑似症患者について、当該者が入院を要しないと認められる場合は、本発生届の提出は不要。					
2 当該者氏名（フリガナ）	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（0歳は月齢）	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳（ か月）		
7 当該者住所				電話（ ）	—
8 当該者所在地				電話（ ）	—
9 保護者氏名	10 保護者住所	（9、10は患者が未成年の場合のみ記入）			
					電話（ ） —

11 症状	・発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 ・肺炎像 ・重篤な肺炎 ・急性呼吸窮迫症候群 ・多臓器不全 ・全身倦怠感 ・頭痛 ・嘔気/嘔吐 ・下痢 ・結膜炎 ・嗅覚・味覚障害 ・酸素飽和度（室内気）： % ・その他（ ）・症状なし	18 感染原因・感染経路・感染地域
12 診断方法	・分離・同定による病原体の検出 検体：喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、 鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、 剖検材料、その他（ ） 検体採取日（ 月 日 ） 結果（ 陽性・陰性 ） ・検体から核酸増幅法（PCR法 LAMP法など）による 病原体遺伝子の検出 検体：喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、 鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、 剖検材料、その他（ ） 検体採取日（ 月 日 ） 結果（ 陽性・陰性 ） ・抗原定性検査による病原体の抗原の検出 検体：鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、唾液 検体採取日（ 月 日 ） 結果（ 陽性・陰性 ） ・抗原定量検査による病原体の抗原の検出 検体：鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、唾液 検体採取日（ 月 日 ） 結果（ 陽性・陰性 ）	①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ） 1 飛沫・飛沫核感染（感染源の種類・状況： ） 2 接触感染（接触した人・物の種類・状況： ） 3 その他（ ） ②感染地域（ 確定・推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 ） 詳細地域（ ） ※複数の国又は地域該当する場合は全て記載すること。 渡航期間（出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可） ③新型コロナウイルスワクチン接種歴 1回目 有（ 歳）・無・不明 ワクチンの種類／製造会社（ / ・不明） 接種年月日（R 年 月 日・不明） 2回目 有（ 歳）・無・不明 ワクチンの種類／製造会社（ / ・不明） 接種年月日（R 年 月 日・不明） 3回目 有（ 歳）・無・不明 ワクチンの種類／製造会社（ / ・不明） 接種年月日（R 年 月 日・不明） 19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療の ために医師が必要と認める事項 ・届出時点の入院の有無（有・無） 入院例のみ（入院年月日 令和 年 月 日） ・重症化のリスク因子となる疾患等の有無（有・無） ※有の場合は、以下から選択 悪性腫瘍、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、 高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30以上）、 喫煙歴、その他（ ） ・臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由に より免疫の機能が低下しているおそれの有無（有・無） ・妊娠の有無（有・無） ・重症度（「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引 き」による。）（軽症・中等症Ⅰ・中等症Ⅱ・重症） ・入院の必要性の有無（有・無） ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特 例的な取扱いによる電話や情報通信機器を用いた診療 の有無（有・無）
13	初診年月日	令和 年 月 日
14	診断（検案(※)）年月日	令和 年 月 日
15	感染したと推定される年月日	令和 年 月 日
16	発病年月日（*）	令和 年 月 日
17	死亡年月日（※）	令和 年 月 日

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。

この届出は診断後直ちに行ってください